令和5年度 日本語教育実態調査 よくある質問

分類	設問	No	質問	回答
回答にて	-	1	地方公共団体と教育委員会に調査票が各1部届いたのですが、それぞれに回答する必要はありますか。	地方公共団体と教育委員会へ調査票を各1部郵送させていただいておりますので、それぞれに御回答をお願いいたします。(重複のないようにそれぞれが主催している事業に関して御回答ください。)
	-	2	地方公共団体と地方公共団体から日本語教室の運営を委託している団体にそれぞれ調査票が届いたのですが、どのように回答すれば良いですか。 ※地方公共団体と教育委員会、国際交流協会の場合もあり	日本語教育に関連する事業を直接実施している団体から御回答をお願いいたします。 なお、来年度以降調査票の送付が不要な場合はその旨御連絡いただけますと幸い です。
	-	2		大変申し訳ありませんが、大学本部に調査票を転送いただくことは可能でしょうか。難しい場合は、しかるべき部署の連絡先をお教えいただければと思います。 事務局より調査票をメールにて送付するとともに、来年度はお教えいただいた部署に御依頼するようにします。
	-		複数の日本語学校を経営しているのですが、まとめて回答する必要がありますか。	学校が複数ある場合はそれぞれに御回答ください。大学等機関においては、複数の学部で日本語教育や日本語教師養成・研修を行っている場合にはまとめて御回答ください。
	-	5	回答できるのが締切日後になってしまいます。それでも提出する必要がありますか。	事務局に回答が遅れる旨を御連絡いただいた上で、回答への御協力をお願いいたします。
調査対 象につ いて	全般	6	小さなボランティア団体でも調査対象となりますか。	規模に関わらず調査対象となりますので、回答への御協力をお願いいたします。
	全般	7	日本語教育に関する事業がない場合でも回答は必要ですか。	日本語教育に関連する事業の実施がない場合も調査票の3ページまで御回答いただき返送いただくか、もしくはメールにて返送いただければと思います。
	全般	8	実態調査の学校教育というのは正課の授業は含まないのであれば、社会教育としての日本語教育は部署が既に回答しているので当方としては回答しなくて良いですか。 (そもそもなぜ教育委員会宛に送っているのか)	学校教育課程以外で地域で日本語教育を行い、教育委員会が取りまとめているケースがあるためです。このような活動は調査対象であるため、調査票は都道府県単位で送付しており、教育委員会にも展開してほしいと依頼しています。
質目 い 間に て	【II】 問2 4、5	5	日本語教室が設置されていない市区町村について、都道府県全域について把握はできていないものの、一部の市区町村については把握できています。そのような場合、どのように回答したら良いですか。	
	【III】 問4		雇用契約を結ばず、謝金をお支払いしている方は"常勤による者"、"非常勤による者"という枠にはまらないので"ボランティア"を選んで良いですか。	この調査では、交通費以外の報酬を受け取らない方を"ボランティア"と定義しているので、報酬をお支払いしている方は、"非常勤による者"として御回答ください。
	【Ⅲ】 問4、5	11	日本語教師等数にボランティアは含まれるのでしょうか。	「日本語教師等」という用語は、有償・無償に関わらず、日本語指導を行う方の ことを指しています。ボランティアであっても、日本語指導を行っている場合 は、日本語教師等数に含めて御回答ください。
	【Ⅲ】	12	学習者の出身国について、複数の国籍を持つ場合はどのように記入しますか。	記入要領6ページに「○複数の国籍を持つ(900)」とありますので、900番を御回答ください。
	【Ⅲ】 問6-8	13	日本語学習者数に小学生、中学生は含まれるのでしょうか。	初等中等教育機関で学校教育の一環として行われている日本語教育については対象外となりますが、社会教育の一環として地域住民等を対象として行われている日本語教育の受講者である場合は対象となります。
	【III】 問6-8	14	この調査の回答において小学生、中学生、高校生と区別する必要はありますか。	区別する必要はありません。
	【IV】 問9	15	大学の主専攻として日本語教師養成をしていますが、問9には回答しなくても良いですか。	問9については、民間の420時間講座などで、日本語教師養成実施機関として文化庁に届出をしている機関は「(a) はい」を選択ください。それ以外の大学等で日本語教師養成課程を開設している機関については、「(b) いいえ」を選択した上で、問10、11の質問に御回答ください。